（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第百七十八条　法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　法第八十七条の二第八項（法第百条第一項及び第百条の三第七項において準用する場合を含む。）の規定により定めるべき事項

三　（略）

第二百八条　法第百五条第三項において読み替えて準用する法第五十八条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　連合会及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該連合会及び当該子会社等につき連結したもの

イ　貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）

ロ～ニ　（略）

四　（略）

（組合の解散の届出）

第二百九条の二　組合は、法第六十八条第四項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）及び法第九十一条第四項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出（法第六十八条第一項第三号（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）及び法第九十一条第一項第三号（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の事由により解散した場合を除く。）をしようとするときは、届出書に、法第六十八条第一項第一号（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）及び法第九十一条第一項第一号（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の事由により解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を、その他の場合にあっては解散の登記にかかる登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（信用事業実施組合又は共済事業実施組合及び水産加工業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十一条　信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、法第百二十六条の二第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第百二十六条の二第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ　（略）

五・六　（略）

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第百七十八条　法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　法第八十七条の二第七項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により定めるべき事項

三　（略）

第二百八条　法第百五条第三項において読み替えて準用する法第五十八条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　連合会及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該連合会及び当該子会社等につき連結したもの

イ　貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書

ロ～ニ　（略）

四　（略）

（組合の解散の届出）

第二百九条の二　組合は、法第六十八条第四項の規定による届出（同条第一項第三号の事由により解散した場合を除く。）をしようとするときは、届出書に、同条第一項第一号の事由により解散した場合にあっては解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を、その他の場合にあっては解散の登記にかかる登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（信用事業実施組合又は共済事業実施組合及び水産加工業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十一条　信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、法第百二十六条の二第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第百二十六条の二第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ　（略）

五・六　（略）